

「罣にかかった裁判、日本一のヒバ林の隠された謎に迫る」についてのネット連載や関連する調査記録を見る限り、青森県佐井村牛滝周辺のヒバ林は所有権や境界線の問題を巡って長く係争が続いた希少な山林であり、裁判・行政手続き上も非常に特異な歴史があります。

牛滝林道の撤去とヒバ林

記事によれば、牛滝林道がヒバ林から「一本のヒバも切らずに撤去された」という事実が強調されているのは、林道そのものが敷設された地域のヒバ林が所有・登記上のさまざまな問題を抱え、行政（林野庁）も安易に伐採できないほど係争地・民有地との帰属が複雑だったからだと説明されています。この山林は国有林としても民間の所有としても一貫した管理が難しかったため、皮肉にも長期の土地争いが森の保全につながり、ヒバそのものは伐採されないまま維持されたという状況でした。

裁判と山林の問題性

実際、登記や測量の手続きが不正確だったことや、明治期の分筆登記が本来の山林規模と全く合わなかった事実、行政が「130 番地」など登記地と実際の山を誤認したまま裁判で国有化していた事実が掘り起こされており、山林の所有と境界線を巡る問題が現代まで尾を引いています。そのため、このヒバ林が「当時から問題を孕んでいた山であった」ことは確かであり、結果として林道撤去時もヒバが切られなかったというのは、管理上の問題・係争の複雑性が背景にあります。

著者の指摘の評価

連載や資料で述べられている行政と民間の対立、境界線・所有権の齟齬、さらには実際のヒバ林が「問題のある山」であったことは公的書類や現地調査、裁判記録によって確認できます。したがって、「牛滝林道がヒバ林から一本も切られず撤去された」事実を認めるなら、著者の論旨（当該ヒバ林は常識的な管理体制が働かなかった、背景に当初から重大な問題があった）が極めて説得力を持つことになります。

要点を整理すると、牛滝林道の敷設・撤去にあたってヒバ林からヒバが切られなかったという事実自体が、この山林が普通の山ではなく、所有や管理体制の根本から問題を抱えていたことの証拠になっていると専門記事・連載は指摘しています。この点に同意してよいでしょう。